

浄化槽保証制度に係る浄化槽工事実施要領

制定 平成24年1月19日
沿革 令和4年10月12日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）の「浄化槽保証制度に関する規約実施要綱」に基づき、浄化槽工事の技術上の基準や関連する法令等に従い適正な工事を行うため、遵守すべき事項を定め、浄化槽の施工に起因する機能異常を未然に防止することを目的とする。

(対象となる浄化槽)

第1条の2 この要領は、浄化槽保証制度に関する規約に規定する、新設される50人槽以下の浄化槽を対象とする。ただし、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）が行う浄化槽機能保証制度が適用される10人槽以下の浄化槽については、全国浄化槽推進市町村協議会の定める「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽とする。

(工事業者の責務)

第2条 兵庫県知事の登録等を受けた浄化槽工事業者は、浄化槽の工事の際には、浄化槽設備士に現場監理させ、設置工事に万全を期するものとする。

2 浄化槽工事業者は、浄化槽管理者に浄化槽使用上の留意事項や維持管理（保守点検・清掃）及び法定検査について、説明するように努めるものとする。

また、浄化槽の使用開始後30日以内に浄化槽の使用開始に関する「報告書」（別添様式）を所管する県民局又は特定行政庁にあってはその市長に提出するよう説明すること。

(工事の手順)

第3条 浄化槽工事の各工程における遵守事項は、次のとおりとする。

なお、自治体により施工の手順書等が示されている場合は、それに準じること。

(1) 工事現場の事前調査

浄化槽の工事を適正かつ安全に行うため次の事項を確認すること。

- ① 工事に掛かる前に工事施工図面等により設置場所に縄張り等をして施工スペースを確認すること。
- ② 浄化槽の設置場所は、豪雨により冠水しない場所となるよう配慮するとともに、供用開始後の車両進入等による浄化槽本体に掛かる荷重について検討し、不相当でないことを確認すること。
- ③ 浄化槽等の搬入搬出経路の道路幅等安全対策を確認すること。
なお、必要に応じて交通誘導員を置くこと。
- ④ 騒音振動対策等の公害対策を確認すること。
- ⑤ 工事用の仮設電力、工事用水の供給確保を確認すること。
- ⑥ ガス管、ケーブル、水道管等の地中埋設物を確認すること。
- ⑦ 地盤沈下対策等の土質、地耐力を確認すること。
- ⑧ 浄化槽放流水の放流先を確認すること。



※ 納品された浄化槽の受入検査を行い、人槽、型式及び外傷の具合や附属部品等を確認すること。なお、特殊工事については、各メーカーの仕様に従うこと。

※ 既設の浄化槽を処分する場合は、原則として廃棄物処理法上の廃棄物になるため、法律に基づき適切に処分すること。

(2) 掘削工事

掘削工事は、作業員等の安全に配慮し次のとおり行うこと。

なお、掘削した残土については、適正に搬出先を計画し法令等に基づき適切に処分すること。



- ① 掘削は、工事施工図面に従って適切な寸法で行うこと。特に、掘りすぎは、地盤を乱すおそれがあるので注意を要する。

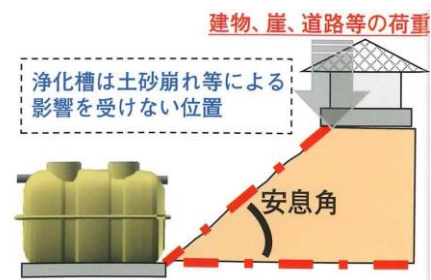
なお、掘削面の高さが2,000mm以上となる地山の掘削を行う場合は、労働安全衛生法に定められた地山の掘削及び土止め支保工作業主任者があたること。

- ② 根切りの幅は、本体より500mm以上広く掘ることが緊密な埋め戻し工事及び安全で能率的な工事に必要である。
- ③ 掘削工事中の地下水の対策は、水替え工事等の適切な工法が望ましい。
- ④ 掘削できる敷地が限られている場合は、地盤の崩壊を防ぐために山留め工事を行うこと。(鋼矢板工法等)



なお、山留め工事は、労働安全衛生法に定められた地山の掘削及び土止め支保工作業主任者があたること。

- ⑤ 掘削は、土質の地耐力・支持力等を考慮して行うこと。
- ⑥ 周囲に構造物等がある場合は、浄化槽が構造物等の荷重の影響を受けないよう、安息角を考慮して浄化槽を配置すること。



なお、安息角の角度は土質により異なるが、切土45°、盛土30°等となっている。

また、車が通る場所や駐車場等に設置を予定している場所では、現場に適した支柱工事が望ましい。

(3) 基礎工事

基礎工事は、次のとおり行うこと。

① 砕石地業

砕石地業は、根切りした地盤面を安定させ、基礎の沈下防止を図るために行うもので、再生クラッシャーラン、切込砂利、切込砕石等を100mm以上の厚さで敷き並べ、そのすきまに砂利をまいて、転圧し、突き固めること。



② 捨てコンクリート地業

現場の状況等により捨てコンクリート地業を行う場合は、深さを調整し、平たんに仕上げ、厚さは50mm以上が望ましい。

(4) 基礎底版コンクリート工事

基礎底版コンクリート工事は、次のとおり行うこと。

- ① 基礎底版コンクリートは、150mm以上の厚さとし、ベース上面の水平を水準器で確認すること。また、コンクリートが所要の強度になるまで、季節や天候に留意して養生すること。
- ② 配筋は、異形鉄筋D10を@200mmピッチで格子状に配置することを標準とする。
- ③ 地下水位が高い場所に設置する場合は、槽の浮き上がりや槽本体の破損を防止するための浮上防止用配筋、外部補強及び浮上防止金具等が必要となる。その場合は、各メーカーの仕様に従うこと。



※ 基礎底版に既製鉄筋コンクリート版(プレキャストコンクリート版(以下「PC版」という。))を使用する場合は、基礎工事の目的を損なわない範囲で次のとおり行うこと。

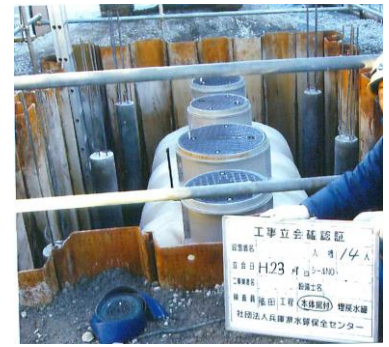
- ① PC版の施工は、掘削・砕石地業を行う⇒突き固め⇒PC版の据付⇒底版の水平確認⇒浮上防止工事⇒漏水確認の順で行うこと。
- ② 突き固めは、砕石等を敷き詰め、転圧機により十分に転圧し水平を確認して行うこと。
- ③ 据付時のクレーン作業・玉掛け作業は、有資格者が行うこと。
- ④ 浮上防止工事は、浄化槽のつば部分の固定金具とPC版に取り付けたアイボルトを浮上防止金具で接続すること。
- ⑤ 使用するPC版は、槽の安定を保つために厚さ100mm以上で、鉄筋が異形鉄筋D10を@200mmピッチで格子状に配置されたものが望ましい。



(5) 本体据付工事

本体据付工事は、次のとおり行うこと。

- ① 土砂や石の固まり等を落さないよう注意しながら浄化槽をクレーン等で所定の位置に吊り降ろすこと。
なお、クレーン作業・玉掛け作業は、有資格者が行うこと。
- ② 槽本体の流入管及び放流管方面を確認して据えつけること。
- ③ 槽本体は水平状態で吊り上げ、ワイヤーロープは適切な長さで、太さのものを使用すること。
- ④ 本体据付後、半分程度水を張り、水準器により浄化槽の開口部で水平を確認すること。(2～3箇所)
- ⑤ 据付終了後、浄化槽にキズや破損などが生じていないか確認すること。



(水張り)

※ 据付終了後は、水準目安線まで水張りを行い、24時間以上漏水しないことを確認すること。

(6) 埋め戻し工事

埋め戻し工事は、次のとおり行うこと。

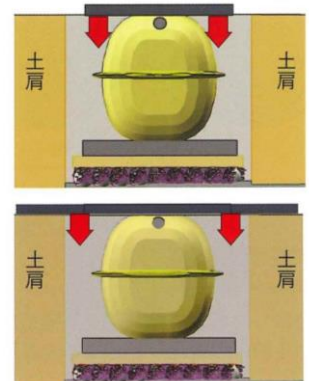
- ① 埋め戻し土は、締固めの良好な土砂等(購入土)を用いること。
なお、礫等が混ざった掘削土等は、埋め戻し後に礫等から土圧が浄化槽に加わり、浄化槽本体にひび割れを生じることがあるため使用しないこと。
- ② 埋め戻し土は、周囲均等に投入し、土の内部に空隙が生じないように途中水締め・突き固めを行うこと。
なお、水締め後、安定させてから以降の工事を行うことが望ましい。
- ③ 槽の一方のみからの埋め戻しは、槽の移動や傾きの原因となるおそれがあるので避けること。
- ④ 埋め戻しの途中で、水平、漏水の確認を何度か行うこと。

(7) スラブコンクリート工事

スラブコンクリート工事は、次のとおり行うこと。

- ① スラブコンクリート工事は、スラブ設置の養生をする⇒型枠を設置する⇒マンホール枠の取り付けをする⇒配筋をする⇒コンクリートを打設する⇒表面を仕上げる及びコンクリートを養生するの順で行うこと。
- ② スラブコンクリートは、地山の肩に乗る広さにすること。
これにより、スラブに過大な荷重がかかった際の槽本体の破損を防ぐ効果が期待できる。
- ③ スラブの配筋は、異形鉄筋 D10 を@200mm ピッチで格子状に配置することが望ましい。
なお、スラブの厚さは100mm以上とすること。
- ④ スラブは、降雨時等に雨水が槽内に浸入することを防ぐために、水勾配をつけること。

スラブは土肩に載っている方が上部荷重を浄化槽に伝えにくい



※ 浄化槽を300mm以上深埋めする特殊工事の場合は、設置後の保守点検・清掃・法定検査が容易かつ安全に行えるようピット構造とすること。



(8) 管渠工事等

管渠は、土砂や雨水等が侵入しないようにすること。なお、放流管渠は雨水等の逆流が生じないように、勾配に留意すること。また、送風機の設置場所については、通気性の確保や雨水の侵入することがないように、設置する場所や高さに留意すること。

(工事写真)

第4条 センターに提出する浄化槽工事写真は、次のとおりとする。

なお、工事写真（電子データ可）は、工事完了後20日以内に提出するものとする。

(1) 浄化槽工事写真は、原則同一方向から撮影すること。

(2) 工事写真の撮影方法等

工事写真は、浄化槽設備士が現場監理していることを証するもので、その撮影方法は、次のとおりとする。

なお、写真は、標識板を掲げた浄化槽設備士の顔や標識板の記載事項が判読できるように撮影すること。

① 設置場所

浄化槽設置場所を縄張り、根切り等で表示し、周辺の状況が分かるように撮影すること。

② 掘削工事（水替え・山留め等）

掘削面の縦、横、深さ等が分かるようスケールと共に撮影すること。

③ 基礎工事

砕石の突き固め等が適正に行われたことが分かるように撮影すること。

④ 基礎底板コンクリート（コンクリート養生後含む）

基礎底板コンクリートの養生後、コンクリートの縦、横、厚さが分かるようスケールと共に撮影すること。なお、PC版を使用した場合は、PC版の厚さが分かるようスケールと共に撮影すること。

⑤ 本体据付工事

本体が水平に設置されていることが分かるよう水準器と共に撮影すること。

⑥ 埋め戻し工事

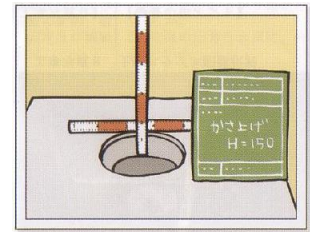
埋め戻し工事の前に水張りを行っていること、また、水平を保ちつつ水締め・突き固めを行っていることが分かるように撮影すること。

⑦ スラブコンクリート工事

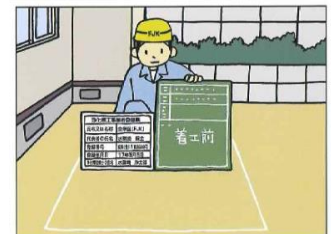
スラブコンクリートの縦、横、厚さ及び嵩上げの高さが分かるようスケールと共に撮影すること。

⑧ 工事完成状況

管渠工事や送風機の設置など全ての浄化槽工事が完了した後、送風機の設置状況や放流先の状況等が確認できるように撮影すること。



工事名	〇〇郡 合併処理浄化槽設置工事
工種	
位置	〇〇市〇〇町〇〇-〇
工事日	〇〇年〇月〇日
着工前	



(補足)

第4条の2 この要領に規定されていない事項については、全浄連が発行する「浄化槽設計施工の手引き」等を参考にすること。

(要領の改正)

第5条 この要領の改正は、浄化槽保証制度審査委員会において承認を得なければならない。

2 この要領は、あらかじめ兵庫県まちづくり部建築指導課及び兵庫県環境部環境整備課の意見を踏まえ改正するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月19日から施行する。
- 2 従前の「小型合併浄化槽設置工事施工要領書」は廃止する。

附 則

この要領は、令和4年10月12日から施行する。

参考様式第4号（浄化槽の設置に関する手続きを定める県規則第4条規定関係）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">報 告 書</h2> <p style="margin: 0;">兵庫県知事 様 (特定行政庁にあってはその市長)</p> <p style="margin: 0;">届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="margin: 0;">氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin: 0;">電話 ()</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> </div> </div>			
浄化槽の規模	人槽 m³/日		
設置場所			
設置の届出の年月日	年 月 日		
使用開始の場合	使用開始年月日	年 月 日	
	技術管理者の氏名及び住所		
	法第7条に規定する検査の受検予定年月日	年 月 日	
	浄化槽工事業者の氏名及び住所	(登録・届出番号)	
	浄化槽保守点検業者の氏名及び住所	(登録番号)	
変更の場合	浄化槽清掃業者の氏名及び住所	(許可番号)	
	変更年月日	年 月 日	
	区 分	変 更 前	変 更 後
	浄化槽管理者の氏名及び住所		
	技術管理者の氏名及び住所		